

農業者 各位

九重町役場農林課

令和8年度鳥獣害対策関連補助事業の要望調査について

表題の事業について、事業量を確認するための要望調査を行いますので、希望される方は九重町役場農林課までご相談ください。

また、令和8年度は下記内容・要件から変更がある可能性があり、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。事業内容及び申請方法については以下のとおりです。

★申請締切 令和7年10月20日（月）

1. 事業内容（対象：有害鳥獣対策を必要とする方）

九重町に住所を有し、毎年耕作しておりイノシシ・シカ等の被害を受けている農地を所有している方
※商店等で個別購入したものは補助対象になりません。町の調達分のみ対象です。

県事業

対象物品	設置の延長	仕様
電気柵	最低 200m（線については 400mから）	本体 1 基、2 段張り、電池タイプ 支柱長さ約 90 cm（地上高：およそ 60 cm）
シカネット	100mから	地上 1.8m、もぐり防止のスカートネット付き ※支柱は杭を打ち込み、上からパイプ（1.8m）をかぶせるタイプです。

申請手続き	業者	町	農業者
①事業決定		★	
①申請			
②町が調達			
③配布会(本人支払)			
④自力施行			★
⑤完了検査			
⑥補助金支払			

国庫事業

対象物品	規格	仕様
金網柵	1枚あたり 2.0m×1.8m	支柱、下部補強パイプ、羽根つきアンカー、支柱キャップ、結束線 ※支柱は、打込支柱（およそ1.3m）を打ち込み、上からパイプ（1.8m）をかぶせるタイプです。

申請手続き	業者	県	町	農業者
①募集・申請				
①県とのヒアリング ※令和8年1月中		★	★	
②県へ実施計画書を提出				
③事業決定		★		
④業者選定				★
⑤地区説明会				
⑥管理委託契約			★	★
⑦実施地区へ配布				
⑧自力施行				★
⑨完了検査				

※要件として、3戸以上かつ金網柵を張ったときの費用対効果が必要です

※金網柵は、九重町鳥獣害対策協議会からの貸与物なので、管理委託契約を結んで14年間（金網柵の耐用年数）管理をしていただきます

※作業日誌の記入や施行前・施行中・施行後の写真を撮影するなど事務作業を申請者の方に行っていただきます

※受付期限までに地区内での協議（張る場所・張る場所の関係者への設置許可・代表者など）を完了させておいてください

《お問い合わせ先》

九重町役場 農林課 畜産林業G 清川
 電 話 0973-76-3804
 F A X 0973-76-3840
 メー ル nourin@town.kokonoe.lg.jp